

平成 2 1 年度  
第 1 回いわき市介護保険運営協議会

議事録

保健福祉部

長寿介護課

平成21年度 第1回 いわき市介護保険運営協議会 議事録

日 時 平成21年5月20日(水) 15:00~17:00

場 所 市役所本庁舎 3階 第3会議室

出席者

会 長	木村 守和	委 員	箱崎 秀樹
副会長	菊池 真弓	委 員	荻野 由利子
委 員	遠藤 寿海	委 員	久富 隆資
委 員	矢吹 明孝	委 員	高橋 安子
委 員	大内 俊幸	委 員	石井 信夫
委 員	大木 和弘	委 員	荒川 淳子
委 員	久保田 幸子		

事務局職員

保健福祉部	次長	酒井 宏昌
長寿介護課	課長	坂本 新一
	課長補佐	小川 俊幸
	企画庶務係長	佐々木 篤
	介護予防係長	篠原 美紀
	介護支援係長	門馬 将洋
	介護保険係長	松川 司
企画庶務係	事務主任	根本 豊伸
	事務主任	高木 紀子
	主事	木村 隼也
地域福祉ネットワークいわき	事務局長	園部 義博

議 事

【報告事項】

- 1 第5次いわき市高齢者保健福祉計画の策定について

【協議事項】

- 1 平成21年度の介護保険運営協議会の進め方について
- 2 平成21年度の協議事項及び開催スケジュール(案)について
- 3 平成21年度 要介護認定改正の概要について

議事に先立ち、本日の議事録署名人について、矢吹委員・大内委員が指名された。

## 会議の概要

### 【協議事項】

平成 21 年度の協議事項及び開催スケジュール（案）について  
（地域見守りネットワークの構築について）

発言者	内容
A 委員	地域見守りネットワークの構築について、平の平窪地区、内郷の宮地区の 2 地区をモデル地区として事業展開していく予定とのことだが、他の地域を含め市内 7 地域全体で一斉に行ったほうが市民の方々にも理解しやすくよいのではないかと。
事務局	当該ネットワークの構築については、第 5 次計画期間の 3 年間に渡りモデル事業として実施していきながら、事業の検証も踏まえて、平成 24 年度以降より本格的に事業展開していくというような工程を考えている。 本計画期間においては、それぞれの各地域包括支援センターのなかで 1 箇所、2 箇所というような数でモデル事業を展開していくということで考えており、この 3 年間で、各地区においてモデル事業を立ち上げていければと考えている。
B 委員	次回の運営協議会で議論する地域の見守りネットワーク構築については、様々な意見が出るものと予想されることから、該当地区の地図等を示した上で、人口分布、高齢化率、要介護認定状況について示した資料を提示いただいたほうが議論しやすい。
事務局	そのようにする。
C 委員	なぜ、平窪地区と宮地区に決まったのか。
事務局	当該事業の展開に当たっては、地域ぐるみで事業に参画していただくという必要性があり、地域の方々の理解を得ることが大前提である。 今年度については、様々な地区の中でも特に積極的に考えていただいているということで平窪地区、宮地区の 2 箇所を選定した。

<p>A 委員</p>	<p>新しい事業を行うのには、様々な課題があることから、地域ごとに3年かけて1、2箇所ずつモデル事業を展開していくという工程のようだが、やはり、重度の要介護度者のケアプランよりも軽度の要介護者のケアプラン、または、少し不安定になってきた方の対応というのが一番重要であり、これらの方々の生きがいの持てる生活について保障できるような介護予防教室や、いきいきデイクラブ事業等のような活動を、いかにあらゆる地域で立ち上げていけるかが大事なことになってくる。</p> <p>今回新たに掲げた5つの最重点施策のうち、地域見守りネットワークの構築、認知症高齢者対策の構築等にも全てつながっている問題だと考えられる。</p>
<p>事務局</p>	<p>地域ぐるみにおいて、様々な形で高齢者の方を見守っていくということで市としても今まであらゆる事業を展開してきたわけだが、一つの事業を作り上げるという目的だけでなく、既存事業も含めて複合的にしくみを整備していく必要があると認識しているので、今後事業構築に当たっては、そういったものも当然視野にいれながらやっていきたい。</p>
<p>D 委員</p>	<p>新たな事業を展開する際、軌道に乗るまではある程度のモデル実績を深め、その中で現場を实际地域の方々に見ていただき、あるいは口コミで広がるといった過程がどうしても必要になってくると思う。各自治会の御理解等がないとスムーズに進まないと思われるが社会福祉協議会としては、この事業がある程度進んでいく中で是非協力させていただきたい。</p>

【協議事項】

平成 21 年度 要介護認定改正の概要について  
(要介護認定調査について)

発言者	内容
E 委員	当日資料 2 ページの要介護認定調査について、調査項目及び判断基準について変更がなされているが、これをこれから実践していく上で認定結果にどれだけ反映されたのかを報告するのは可能か。
事務局	細かく分析出来るかについては難しいと思われる。
A 委員	厚生労働省が全体を分析・検討した中で、どれだけ反映されたという実績報告がなされるまでつかめないのではないかと思う。
E 委員	調査項目等の変更に伴う現場の対応についてはどうなっているのか。
事務局	基本的に認定調査業務を委託している民間の居宅介護支援事業者及び市職員については、3月の段階で県及び市独自の研修に参加いただき、加えて新たに介護保険業務に従事する市職員についても、認定調査員研修等を4月の中旬に行ったところである。
A 委員	<p>以前から調査員の方の詳細な聞き取りが、その後の要介護認定結果に大きく影響するという事で、認定調査員の質を同じレベルに保って教育してもらいたいという意見は介護認定審査会合議体連絡会でも出ていた。</p> <p>また、判定は前回より軽度となったが、前回の要介護度と同様にすることを希望される御家族の気持ちもわかるが、要介護度が重いことで、介護サービスを受けるときの単価が高くなってしまふことは、利用者等に十分理解していただかないと介護保険の財源持ち出しが増えてしまい非常に問題である。</p> <p>事前調査時の、利用者等への細やかな配慮が必要であると考えられる。</p>
E 委員	利用者が不利益を被るということの一番の元になるのは、ケアマネジャーだと思う。賢いケアマネジャーを育てれば良いサービスが出来ると思われる。どのようなケアマネジャーを育てていけば良いのかについても重要だと思う。

【協議事項】

平成 21 年度 要介護認定改正の概要について  
(要介護認定の経過措置について)

発言者	内容
A 委員	当日資料の 5 ページのうち、経過措置の実施手順について、どれも希望しない選択があるとする場合は、今回の認定のままになるということでのいか。
事務局	前段に経過措置を希望するか否かあり、希望しない場合は今回の認定となる。
A 委員	今回の制度改正によって、要介護度が全般的に軽く出てしまうのではないかという疑念があるが、改正前と比較しての印象はどうか。
B 委員	<p>一週間前に、介護認定審査会にて 30 件の申請内容について審査したが、状態が改善されたにも関わらず、御家族が前回のままで構わないという申し入れがあったことから、前回と同様の認定となった例があったが、こういったものは改善していただかないと審査の意味が無くなってしまうので考慮いただきたい。</p> <p>また、今までは、徘徊があるかどうか、または重度の記憶障害で同じ話を何度もするとすると、重度の認知症ということで要介護度を上げる事例等があったが、それと重症度はまた違うので現在はそういう手間から考えると認知症があるかどうか、また行動障害の程度によって若干軽く見られる点はあるかと思われる。</p> <p>さらに、施設に入所しているがために要介護 1・2 が支援の 2 にならないというケースもあるかと考えられ、私としてはいかなものかと思われる。</p> <p>国で明確な方針を示してもらわないと改善されないし、今回の制度改正によってコンピューターでも低く出てしまうという懸念から、御家族または利用者が戸惑うのが長く続いてしまうのではないかという印象だった。</p>
A 委員	経過措置期間中に、要介護度の変更があった方への、要介護認定の決定通知について、判定は前回より軽度となったが、前回の要介護度と同様にすることを希望されていた場合は、相手方へどのような通知をされるのか。

事務局	<p>現状としては、最終的な判定結果のみ通知することとしている。</p> <p>なお、判定に係るデータ等は控えているので、今後、希望前の判定結果についても併せて通知することとなった場合は、手書きによる記入、または別個にて通知書を作成し、添付することとなるかと思う。</p>
A 委員	<p>変更がどの程度あったかについては、介護認定審査会合議体連絡会にて提示する予定なのか。</p>
事務局	<p>変更がどの程度あったかについては、データとして一度蓄積させ、その後介護認定審査会合議体連絡会のほうでは示していけるようにしたいと思っている。また、次回の運営協議会においても資料として提示していきたい。</p>

その他

(介護認定審査会への具申について)

発言者	内容
F 委員	本協議会から提案された意見を、介護認定審査会へ具申することは可能か。
事務局	本市の介護認定審査会は、現在 28 の合議体で組織されており、5 つの地区で 140 人の審査員に委嘱している。 その合議体の長で組織している介護認定審査会合議体連絡会において、法律的に可能かどうか整理をした上で、具申することは可能である。

(群馬県老人施設火災事故について)

発言者	内容
F 委員	今年 3 月に群馬県渋川市の老人施設で起こった火災事故を期に、空きアパートを利用し 5 人程度の少数を入居させ管理するといった方策が検討されていると聞いたがどういうものか。
事務局	具体的に把握はしていないので、今後情報収集させていただきたい。

(地域包括支援センターについて)

発言者	内容
G 委員	以前に地域包括支援センターに高齢者を補助する火災警報機の取り付けについて連絡したのだが、連絡から器具の取り付けまでに 3 ヶ月程度時間を要した。迅速な対応をお願いしたい。
事務局	地域包括支援センター、地区保健福祉センター、業者間のどこかで時間が滞留してしまったということだと考えられる。 今後はこのようなことがないように改善を図っていきたいと思う。

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成21年 6月21日

議事録署名人

矢吹 明孝 ⑩

議事録署名人

大内 俊幸 ⑩